

令和8年7月 30 日招集

第 2 回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第2回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和8年7月30日午後3時30分から下記議案審議のため第2回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

第95号議案 加茂農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更に対する意見決定について

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 土田 豊 樹 君	2番 大 山 則 雄 君	3番 梅 田 守 康 君
4番 佐 藤 愛 子 君	5番 諸 橋 利 彦 君	6番 長谷川正典 君
7番 中 野 良 一 君	8番 近藤サチ子 君	9番 坂 上 讓 君
10番 田 澤 淑 子 君	11番 木 村 雅 一 君	12番 吉 村 陽 介 君
13番 坂 内 長 市 君	14番 坂 上 辰 彦 君	
16番 加 茂 重 夫 君		

○ 本日の会議を欠席した農業委員は次のとおりである。

15番 小 林 裕 一 君

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 飯 岡 大 介 君	加茂2番 有 本 晶 生 君	下条1番 鈴 木 敏 君
下条2番 坂上嘉一郎 君	七谷1番 小 柳 修 一 君	七谷2番 田 浦 久 君
須田1番 高 橋 正 明 君	須田2番 小 林 健 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 大 野 博 司 君	書 記 佐 藤 正 直 君
---------------	---------------

○ 本日の会議に説明のため出席した職員は次のとおりである。

農林課 青 木 宗 志 君

議長(加茂重夫君)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は最初の総会であります。これより3年間、農業委員会活動にご尽力ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。本日欠席の通告がありました農業委員は15番小林裕一君であります。ただ今の出席農業委員数は15名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、3番 梅田守康君、4番 佐藤愛子君を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、改選前の令和8年6月30日開催の第37回定例総会で継続審査となった第95号議案「加茂農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更に対する意見決定について」を上程いたします。

なお、〇〇番〇〇〇〇委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(※〇〇番〇〇〇〇委員 退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大野博司君)

事務局長大野です。はじめに、改選前の令和8年6月開催の第37回定例総会で継続審査となった第95号議案「加茂農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更に対する意見決定について」をご説明します。議案書1ページをお開きください。

この議案は、加茂農業振興地域整備計画において開発が規制されている後須田地内の農地を、農用地区域から除外することについて農業委員会の意見を求められているものです。

議案の内容について、加茂市農林課から説明があります。

農林課(青木宗志君)

農林課青木です。第95号議案の内容をご説明いたします。

これは、後須田地区において工業団地用地を造成するため、開発事業者であ

る〇〇〇〇からの農業振興地域の農用地区域を変更したいという申出に基づき、加茂市が定めている「加茂農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画」の変更を行うにあたり、農業委員会への意見照会を行ったものであります。

資料1ページから3ページをご確認ください。まず、今回の区域変更として意見照会している、農業振興地域の農用地区域というものは、加茂市内の優良農地は、加茂農業振興地域整備計画において農地からの開発を規制するため「農用地区域」という範囲を設定しており、農地以外にするためには農用地区域からの変更手続きが必要となります。ただし変更するためには、農業振興地域の整備に関する法律に規定されている要件を満たした場合に限られます。

今回の開発の申出は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の要件に該当します。これは加茂市が定めている「農村産業法の規定により定められた産業の導入に関する実施計画」に基づき、農業従事者の就業を促進する目的で工業団地用地を確保し企業立地を行うため農用地区域から除外するというものです。なお、この度の農用地区域からの除外手続きが終了したのち、開発業者は、来年の4月以降に農地転用許可手続きを予定しているとのことでした。

変更箇所については、資料4ページから8ページの図をご確認ください。変更箇所等は、後須田地内の〇〇〇〇、〇〇〇〇が立地する工業地域・準工業地域に近接する農地で、加茂市大字後須田地内の農地等 82 筆、計 75,151 m²です。

次に資料9ページの図面をご覧ください。開発計画としては、産業の導入に関する実施計画に基づき、3区画の工業団地を造成し、第1工区に〇〇〇〇業、第2工区-1に〇〇〇〇業、第2工区-2に〇〇〇〇業の3業種の企業立地を行います。雇用が予定される就業人員 237 人のうち、農業従事者の就業目標 45 人が就業できる計画です。また、新潟県が定める「大規模開発行為に伴う調整池手引き」で示されている調整池等設置基準に則り、雨水調整池を整備し処理を行うため、周辺農地への雨水の侵入、土地改良施設等への影響は生じません。

次に資料10から13ページをご確認ください。開発地の排水については、「新潟県農地転用排水処理審査要領」の基準に則り区域内の雨水処理として開発地内に調整池を設置し、周辺農地への雨水の侵入、土地改良施設等への影響が生じないように計画されております。また開発地の農業用水については、開発区域で止水工事を行い、現状用水の維持を図るとともに、一部、白根郷土地改良区からの指示に基づき、開発区域外においてパイプラインを接続する工事を実施することとしており、影響が生じない計画となっています。

なお、本案件の申し出に際しては、開発地の地権者 29 名と耕作者 28 名の同意のうえ、開発業者が農業振興地域の農用地区域からの変更申し出を行っておるものです。

説明は以上となります。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

事務局(大野博司君)

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、意見なしと決定することに賛成の方の 挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は意見なしとすることに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

(※〇〇番〇〇〇〇委員 着席)

退席委員に報告します。本議案は意見なしとすることとして市長に送付することに決定いたしました。

次に、第 1 号議案

「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長大野です。第 1 号議案についてご説明します。

議案書 5 ページをお開きください。第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否決定について」。農地法第 5 条の規定による許可申請が下記のとおり提出されたので可否を決定するものです。

農地法第 5 条は、農地を農地以外のものにするため、売買や貸借などの権利の移転・設定を行う場合に必要となる手続きです。

許可申請書は 1 件提出されており、内容は申請人が申請地を取得し、工場敷地として造成・販売するためです。申請人は譲渡人が加茂市大字後須田〇〇番地・〇〇〇〇さんと加茂市大字後須田〇〇番地・〇〇〇〇さん、譲受人が新潟市南区〇〇 〇〇番地・〇〇〇〇さんです。

配付の第 1 号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の 1 ページは位置図、2 ページは付近案内図で場所は〇〇〇〇と〇〇〇〇前の県道長岡栃尾巻線旧道向かいの太枠線と網掛けされた土地です。

この場所は第 95 号議案でご審議いただいた土地に隣接する土地となります。

「立地基準」における「申請地の農地区分」は都市計画法の規定により定められた準工業地域にある第 3 種農地であることから原則許可されるものです。

「一般基準」について確認します。申請の土地は主要地方道、市道、既設の工場施設に囲まれていることから周辺農地への影響はないものと考えられます。

申請人の譲渡人と譲受人とは売買により所有権を移転となります。

この申請は 3,000 ㎡を超える転用案件ですので意見書をつけて 8 月 17 日開催の一般社団法人新潟県農業会議の第 125 回常設審議委員会に諮問を受け、その結果通知を受けて許可となります。

説明は以上です

議 長(加茂重夫君)	本議案については、現地調査が行われておりますので、その報告をお願いします。 13 番坂内長市委員。
13 番(坂内長市君)	13 番坂内です。7月 17 日に木村委員、坂上辰彦委員と現地の調査を行ってまいりましたので、その内容をご報告いたします。 申請地については、資料「農地転用位置図」のとおりです。主要地方道長岡栃尾巻線と市道坪ノ毛蒲湯境(つぼのけかばがたさかい)線ほか2線に囲まれた位置にあります。 譲受人は新潟市南区の〇〇〇〇で、転用目的は工場敷地造成となっております。申請地の農地区分は都市計画法の規定により定められた都市計画区域で、準工業地域の用途指定がされた土地であることから、第3種農地と判断され、許可の基準では許可することができとなっております。周辺農地の営農条件への支障については、当該地の隣地の一部は農地として残りますが周囲には工場がいくつかあり、雨水は集水桝を設け既存の側溝に接続し、生活排水は公共下水道に接続するとしています。計画どおり事業が実施された場合は周辺地への支障は生じないものと判断できます。よって許可相当と判断しました。 以上で報告を終わります。
議 長(加茂重夫君)	事務局の説明が終わりました。 これに対してご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり) ないようですので、農業委員による採決をいたします。 本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり) 挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。 ありがとうございました。 以上で本日の議案は全部終了いたしました。 (議案審議終了 午後3時 49 分)
議 長(加茂重夫君)	これより、「報告案件」をお願いいたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局(大野博司君)	事務局長大野です。報告第1号についてご説明します。 議案書6ページをお開きください。報告第1号「登記官からの農地の転用に関する照会に対する調査結果の報告について」です。 これは法務局に農地から農地以外の地目に変更する登記申請が行われた際、農地転用の許可の有無及び転用事業の実施状況について不明瞭な部分があった場合に、登記官から農業委員会に対し照会が行われるものです。農業委員会に登記官から照会があった場合は、農業委員会と事務局職員で

現地調査を行います。照会から回答までの期限が2週間以内とされているため、総会の開催日程の都合等により適時に行うことができない場合は、事務局長が法務局へ調査結果を報告することが通例となっています。

このたび照会日・回答期限が農業委員の任期満了日の前後で定例総会開催前でしたので事務局長名で報告することとし、7月17日に坂内長市会長代理、坂上辰彦農地部会長、木村雅一委員から調査をお願いいたしました。

それでは報告第1号関係資料【登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する回答書】をご覧ください。2ページが登記官からの照会書です。照会のあった場所は3ページ地図の上部で小橋〇〇から〇〇に入ったところ です。法務局への地目変更登記申請は5ページにあるとおり昭和41年に譲受人が営んでいた事業により竹置場用地として許可を得ておりますが、現状は宅地として利用されています。この調査内容は1ページの調査表のとおりで、都市計画法の用途指定では第1種住居地域であり、農振地域外であります。現在は宅地として利用されており、原状回復命令は行わないこととして報告しました。

議 長(加茂重夫君)

報告第1号については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

13番坂内委員。

13番(坂内長市君)

13番坂内です。7月17日に木村委員、坂上辰彦委員と現地の調査を行ってまいりましたので、その内容をご報告いたします。

農地転用事前調査の内容については先程の議案の審議の中で報告したとおりです。登記官照会に対する現地調査については、配付の資料をご覧ください。

照会のあった土地は下条早田地内で、市道上下条小橋線から分岐し市道早田線の末端に位置し、〇〇〇〇の近くになります。登記官からは、現況が農地か否か、転用許可と現況地目の相違等農業委員会の意見等を求められたものです。

調査の結果、当該地には住宅があり非農地(宅地)と判断されます。当地は昭和41年5月に竹置場用地として5条許可を得た土地で、当時、譲受人は竹細工業(籠屋)を営んでおり、その許可内容どおり事業を実施したものの、後に、現在の利用形態に変更したものと思われます。

報告は以上です。

議 長(加茂重夫君)

続いて報告第2号をお願いします。

事務局(大野博司君)

事務局長大野です。議案書7ページをお開きください。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、農地法第3条の3第1項の規定による届出を下記のとおり受理したので報告します。

農地法第3条の3第1項とは、農地について農業をするための売買、贈与、または貸し借りする際に、許可が必要になると定めた法律です。この

議 長(加茂重夫君)

届出は農業を営む人以外が農地を自由に売買して荒廃させることを防ぎ、農地を守ることを目的としています。

このたび、議案書 7 ページから 13 ページの番号 1 から番号 5 まで記載されている 5 件の届出があり、いずれも相続による所有権の取得になります。説明は以上です。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。

次に事務報告をお願いいたします。

令和 8 年 6 月 30 日以降の事務に関して、各担当者から報告をお願いいたします。

【議案 14 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第2回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午後4時 00 分)

令和 8 年 7 月 30 日

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

3 番 委 員

.....

4 番 委 員

.....